

国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に係る運用について（第2報）

平素より太田都市ガスのガス・電気をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社は、2022年12月23日(金)、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、「本事業」）」^{*1}に採択されました。^{*2}

本事業は、国が指定する値引き単価^{*3}によりお客様の使用量に応じたガス料金・電気料金の値引きを行った事業者に対して、その値引き原資を国が支援するものです。

当社は、2023年1月使用（2月検針分）^{*4}以降、国が指定する単価分を値引きしたうえでお客様へ料金をご請求いたします。

なお、お客さまが本事業による値引きを受けるにあたって、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。2023年2月検針票に、本事業による値引きを開始する旨を記載いたします。

^{*1}:本事業の概要は経済産業省ホームページ(<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>)でご確認ください。

^{*2}:太田都市ガス株式会社は東京ガス株式会社（小売電気事業者/登録番号 A0064）が販売する電気を取り次ぎいたします。電気価格については、電力取次元である東京ガス株式会社にて申請を行い2022年12月28日に採択されました。

^{*3}:値引き単価

下表の金額をお客さまのガス料金・電気料金より値引きいたします。

ガス料金	1m ³ ご使用につき 30 円（税込み） ただし、年間契約量が 1,000 万 m ³ 以上のお客さま、発電事業を営むお客さま（売電分）は対象外となります。
電気料金	低圧電気をご契約のお客さま：1kWh ご使用につき 7 円（税込み）

^{*4}:2023年1月使用（2月検針分）

- ・ガス料金：「2023年1月検針日の翌日～2023年2月検針日」の間の使用量
- ・電気料金：「2023年1月検針日～2023年2月検針日の前日」の間の使用量

【本事業に関するお問い合わせ先】

本事業の目的・概要などは、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策 事務局需要家向け窓口」(下記)へお問い合わせください。

■経済産業省「電気・ガス価格激変緩和対策 事務局需要家向け窓口」

0120-013-305

□受付時間 9:00～17:00 (年末年始を除く)

お客さまへの請求料金に関しては、当社窓口(下記)までお問い合わせください。

■当社窓口

太田都市ガス株式会社

総務部

0276-45-4161

□受付時間 月～金 8:30～17:00 (年末年始を除く)

以上